

DPC 対象病院に関する事項 (R7.6.1 より係数変更)

当院は、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成 24 年厚生労働省告示第 165 号）別表第一から第三までの病院の欄に掲げる病院です。

●医療機関別係数 1.3809 (DPC 標準病院群)

医療機関別係数内訳

- ・基礎係数 : 1.0451
- ・機能評価係数Ⅰ : 0.2264
- ・機能評価係数Ⅱ : 0.0743
- ・救急補正係数 : 0.0351

DPC（包括医療制度）の対象病院であるため、入院医療費の計算するにあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせで計算しています。